

JIS制定等の業務フロー変更説明会

CSB制度について

－委員会運営におけるお願い－



規格開発ユニット
蛭間 功

1 CSB制度とは

■ 特定標準化機関制度

- 特定標準化機関（Competent Standardization Body）制度は、日本工業標準調査会（JISC）におけるJIS制定・改正のための調査審議及び事務処理を迅速化・効率化することを目的として平成15年8月に制度化
- 公平かつ公開性をもち、規格様式等も含めて適切なJIS原案を作成することができる体制を維持している団体等をCSBと称し、CSBが一定の条件（CSB要件）を満たして作成したJIS案は、原則としてJISCの部会限りでの調査審議を行い、主務大臣へ答申
- JSAは平成16年12月にCSBとして承認されて以来、JIS Q 9001やJIS Q 14001をはじめ、重要なJISを数多く作成

2 CSB対象の拡大①

- これまでJSAは、CSBとしてのコンセンサスを得る体制として「A. 組織法」の承認を得てきた



- 今回、新たに「B. 規格委員会法」の適用を申請

コンセンサスを得る体制（JISC部会議決 CSBの要件等別紙1から抜粋）

A. 組織法

原案作成を行うために「原案作成委員会の構成等」に適合する委員会を団体等の中に設置する方法。

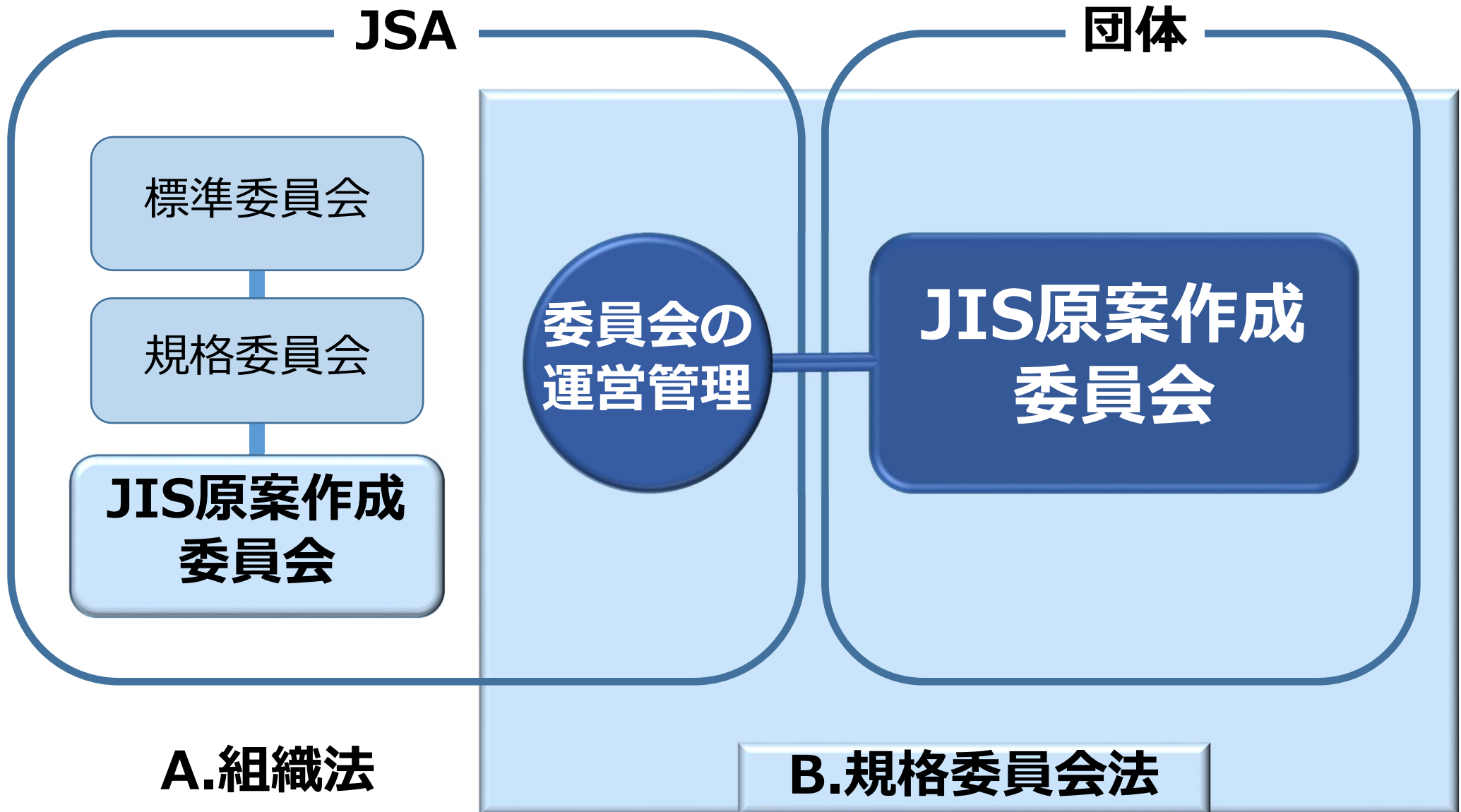
B. 規格委員会法

原案作成を行うために「原案作成委員会の構成等」に適合する委員会を団体等の組織と別に設置し、委員会を運営管理する事務局を置く方法。

（複数の団体等が共同でJISの原案を作成する委員会を設置している場合もこれに該当する。）

JIS原案作成公募制度を利用した体制

2 CSB対象の拡大②



3 CSB要件とは①

- CSBとして求められる事項の概要は次のとおり。

a) 原案作成の実績

b) 原案作成における適正プロセス要求事項

- 1) **公開性**：原案作成のための委員会の参加は、当該原案によって直接的及び実質的に影響を受ける全ての人々に認められなければならない。
- 2) **支配性の排除**：原案作成のプロセスは、単一の利害関係分野、個人又は組織によって支配されてはならない。
- 3) **委員会の構成**：生産者、使用・消費者、中立者のバランス

3 CSB要件とは②

4) 手順書：

原案作成のために整備された手順書を、委員会構成員及び必要に応じて関係当事者に事前に配布しなければならない。

5) 異議申立て：

手順書にはプロセス上の不公平な取扱いに対する異議申立ての仕組みを記載しなければならない。

反対意見・異議申立て者に対し、異議申立てプロセスがあり、利用できることを説明しなければならない。

6) 意見、反対意見及び異議の検討：

原案作成の過程及び事前公示において提出された全ての意見、反対意見及び異議について、速やかに検討・処理し、原案作成のための委員会に報告しなければならない。・・・

3 CSB要件とは③

7) 商取引条件：

原案には、担保、保証、その他の商取引条件など、購入者と販売者との間のビジネス関係に関連する規定を記載してはならない。

特定の企業又は組織の固有名詞、若しくは商標、条件を満たす製造業者のリスト、サービス会社のリスト、又は類似の情報を記載してはならない。

規格への適合性を判定するために必要な必須の機器、材料又はサービスの供給元が一つだけの場合は、脚注又は参考附属書に供給元の名称及び住所を明記してもよいが、その場合は、記載した機器、材料又はサービスの後に**“又は 同等のもの”** という文言を加えなければならない。

3 CSB要件とは④

8) 記録：

作成した原案が、手順書に基づいて作成されたものであることを示すために、記録を作成し維持しなければならない。
また、記録は当該JISの次回見直しが行われ、改正又は確認がなされるまで保存しなければならない。

4 手順書とは①

- 原案作成のために整備された**手順書**を、委員会構成員及び必要に応じて関係当事者に事前に配布しなければならない。
- **手順書**には、行為又は不作為に関するプロセス上の不公平な取扱いに対する、確認可能で、現実的で、かつ利用しやすい異議申し立ての仕組みを記載しなければならない。
反対意見及び／又は異議申し立て者に対し、異議申し立てプロセスがあり、利用することができることを説明しなければならない。
- 作成した原案が、**手順書**に基づいて作成されたものであることを示すために、記録を作成し維持しなければならない。
また、記録は当該JISの次回見直しが行われ、改正又は確認がなされるまで保存しなければならない。

■ 手順書の目的

原案共同作成プロセスがCSB要件を満たすため



- 委員会の運営・審議ルールについて委員の皆様によく理解和してもらうため。
- 委員会の外部からの意見の取り扱い、異議申し立ての手順がどのようなになっているのか認識してもらうため。

4 手順書の内容案①

■ 委員会の設置・運営に関するもの

- 委員会の構成について
 - 委員の委嘱、任期等について
 - 会議の開催、議決について
 - 委員会の公開：
原則公開とする。ただし、委員が守秘義務を負うと委員長が判断した場合はこの限りではない。
 - 少数意見への配慮
 - 申出後のフォローアップ体制
- (※ 青字の項目は団体の規程が準用できる事項)

4 手順書の内容案②

■ 委員会の審議内容に関するもの

- 責任と権能について：
委員会は、次の事項を所掌する。
 - 1) JIS原案等の作成、JIS等の廃止及びそれらに係る調査・審議
 - 2) 意見陳述等に関する調査・審議
 - 3) JIS規格案等の作成に関する情報の公開及び非公開並びに記録の保存
 - 4) WGの設置及び廃止
- JIS原案作成に係る調査事項、考慮事項
- JIS原案等に関連する特許権等
- JIS原案等の様式等
- 守秘義務

4 手順書の内容案③

■ 利害関係者との調整に関するもの

- 委員以外の利害関係者の原案作成委員会への参加
- JIS原案等の作成過程における意見陳述等の審議
- パブリックコメントの実施
- 異議申し立ての流れ

